

社会福祉法人丙は、ある市においてチャリティーコンサート（以下「本件コンサート」という。）を開催し、無報酬での出演を引き受けてくれた歌手Aに歌ってもらった。本件コンサートは、この市の職員を対象としたもので、50名が来聴した。入場は無料だったが、会場で配布されたプログラムの中に、市内の福祉施設への寄附のお願い文と封筒が挟んであり、そのお願い文には、寄附をしたい者は封筒に金銭を入れて出口に置かれた募金箱に投じるようにと記載されていた。丙は、今後も近隣の市において同じ演目のチャリティーコンサートを催す予定である。

本件コンサートの主催者は丙であるが、歌の選曲はAに任されていたところ、歌われた曲の中に、乙が作曲した曲を10曲集めて自ら発行したCD（以下「本件CD」という。）に含まれていたMという曲があった。

Mの歌詞は、反戦活動家の甲が、全国各地の戊辰戦争の戦場を巡り、その土地に伝わる戦争に関する詩を集めて編んだ詩集（以下「本件詩集」という。）に収められた詩の一編である詩Pを、そのまま利用したものである。本件詩集は、戦争の悲惨さを格調高く歌った詩60編を甲が厳選し、テーマごとに6章に分けて構成したものであり、詩Pは、「戦の果てに」と題する章であるQ章を構成する10の詩の中の一つであった。平和運動家としても知られる乙は、本件詩集を読み、Q章「戦の果てに」において、戦争により荒れた田畑や戦死者の遺族の悲しみを詠んだ詩がまとめられているという構成に初めて接して感銘を受け、平和を祈念してQ章「戦の果てに」の10の詩に曲を付けて本件CDとして発行したが、収録した曲の順序は、本件詩集のQ章の収載順とは異なっていた。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えなさい。

〔設問〕

1. 乙は、本件コンサートにおけるMの歌唱は乙の著作権を侵害するものであるとして、丙に対して、今後丙が催す予定の同じ演目のチャリティーコンサートの開催の差止めを求める訴訟を提起した。乙は、どのような主張をすべきか。これに対する丙の反論として、どのような主張が考えられるか。それぞれの主張の妥当性についても論じなさい。なお、本件コンサートのプログラムには、Mの作曲者が乙であることは表示されていたものとする。
2. インターネット上で、エンターテインメントに関するニュース配信の事業を行っている新聞社丁は、本件コンサートが開催されたという記事（以下「本件記事」という。）を配信し、この記事にAがMを歌っている場面の動画（丁が取材して録画したもの。以下「本件動画」という。）を貼り付けた。本件記事の文章は500文字であり、本件動画は、Mの歌唱全体が7分間であったうちの1分間で構成されている。画面上、本件動画の部分は画面の8分の1の面積の窓になっており、その横に本件記事の文章が配置されている。なお、丁の配信記事に配信期限はなく、一旦配信されたものは、そのまま配信され続けるシステムになっており、本件コンサートの開催から1年以上経過してもなお本件記事は配信されている。

乙は、丁に対して、本件動画の配信は乙の著作権を侵害するものであるとして、本件動画の配信の差止めを求める訴訟を提起した。乙は、どのような主張をすべきか。これに対する丁の反論として、どのような主張が考えられるか。それぞれの主張の妥当性についても論じなさい。

3. 乙は、本件CDに収められた楽曲の創作及び発行に際し、甲の許諾を得ておらず、本件CDに本件詩集や甲についての言及もなかったため、甲は、乙の本件CDの発行は甲の著作権及び著作者人格権を侵害するものであるとして、本件CD発行の差止め及び損害賠償を求める訴訟を提起した。甲は、どのような主張をすべきか。これに対する乙の反論として、どのような主張が考えられるか。それぞれの主張の妥当性についても論じなさい。
4. 乙は、本件CDに収められた楽曲の創作及び発行に際し甲の許諾を得ており、同楽曲に関する著作権を著作権管理団体Jに信託的に移転していたものとする。戊は、劇団主宰者であり、戦争を茶化した喜劇の背景音楽として、Mを繰り返し再生している。再生に際し、戊は著作権管理団体JからMの再生の許諾を得ていた。乙は、戊のMの使用態様は乙がMを作曲した意図を損ない、戊がこのような趣旨によりMを再生することは乙の権利を侵害すると主張して、Mの再生の差止めを求める訴訟を提起した。乙は、どのような主張をすべきか。これに対する戊の反論として、どのような主張が考えられるか。それぞれの主張の妥当性についても論じなさい。

【設問1】

- 作曲者乙のコンサート主催者丙に対する主張： 演奏権侵害
 - 乙は、楽曲Mの著作権者である。
 - 聴衆が特定人（市職員）であっても、多数人であれば「公衆」に該当する（2条5項）。
- 丙の反論
 - 演奏したのは、自分ではなく、歌手Aである。
 - 38条1項の抗弁
 - 権利濫用の抗弁（コンサート全体の差止請求は、過大な請求であり、必要な範囲を超えている）
- ◆ 演奏の主体の判断基準：最高裁令和4年10月24日判決（音楽教室事件）が示した総合考慮基準
 - 楽曲Mを選択したのはAであった。しかしながら、丙は歌唱される楽曲を監督することができた。

- 38条1項の抗弁の要件：

- ① 非営利目的
- ② 無料（観衆・聴衆から著作物の提示に対する対価を受領しない）
- ③ 無報酬（実演家・口述家に対して報酬を支払わない）

- ◆ 非営利目的の要件（38条1項）を充足するか？

- 無料に加えて非営利目的が要件になっていることから、営利目的は、公演自体から利益を上げる目的に限定されず、営利活動に間接的に貢献する目的も含まれると考えられる。
- 丙は、寄附金を、市内の福祉施設の運営という純粋な公益目的のために集めている。丙は社会福祉法人であるから、チャリティコンサートの宣伝効果によりその収益事業が潤うという側面を見受けられない。そのため、非営利目的の要件は充足されると考える。

- ◆ 無料の要件（38条1項）を充足するか？ 寄付のお願いが問題になる。

- 寄附が任意であり、公演鑑賞する上で寄附の有無により区別されないのであれば、無料の要件は充足されると考える。

【設問2】

■ 作曲者乙の新聞社丁に対する主張： 公衆送信権侵害

■ 時事事件報道の抗弁（41条）

● Aの歌唱は、「当該事件を構成」する著作物に該当する。

◆ 「時事の事件」に該当するか？

● 「時事の事件」とは、報道する必要性の高い現在又は現在と時間的に近接した時点の出来事を意味する。

● 本件コンサートから1か月経過後の配信については時事性を失い、41条は適用されないと考える。

■ 引用利用の抗弁（32条1項）

◆ 適法引用の要件をどのように考えるか？

[一つの考え方]

- ① 引用元の著作物が公表されていること
- ② 「引用」に該当すること（パロディモンタージュ写真事件最高裁判決が示した明瞭区分性と主従関係の要件を充足すること）
- ③ 公正な慣行に合致すること
- ④ 引用の目的上正当な範囲内で行なわれること

◆ 本件動画（歌唱）の再生に1分間をさく態様は、主従関係の要件又は「引用の目的上正当な範囲内で行なわれるもの」の要件を充足するか？

【設問3】

- 本件詩集を編集した甲のCD発行者乙に対する請求：
 - ・ 編集著作物の複製権侵害、譲渡権侵害
 - ・ 氏名表示権侵害、同一性保持権侵害
- ◆ 本件詩集中のQ章に編集著作物としての創作性（12条1項）はあるか？ Q章の10の詩の選択のみで創作性が認められるか？
 - 戦争により荒れた田畑や戦死者の遺族の悲しみを詠んだ詩がまとめられているという独自の選択
 - Q章の10の詩の選択のみで創作性が認められるのであれば、順序が変更されていても、本件CDからQ章の本質的特徴（独自の選択）を直接感得することができる。本件CDにおける曲順序に創作性がないのであれば、本件CDは、編集著作物としてのQ章を単純に複製して作成された複製物である。したがって、編集著作物としてのQ章の複製権侵害、譲渡権侵害が成立する。
 - 順序の変更について同一性保持権侵害が成立する。
 - 乙に侵害故意があるので、著作権・著作者人格権侵害に基づく損害賠償請求が認められる。

【設問4】

- 作曲者乙の劇団主宰者戊に対する主張： 113条11項のみなし著作者人格権の侵害
 - ◆ 「著作者の名誉又は声望を害する方法により」（113条11項）に該当するか？
 - 著作者の主観的な感情が害されたか否かではなく、社会的評価としての名誉又は声望が害されたか否かが、のみなし著作者人格権侵害／非侵害の判断基準になる。
 - 戦争を茶化した喜劇の背景音楽としての使用は、平和活動家の曲という楽曲Mの社会的評価を毀損すると言える。